

## 恵那市新婚生活応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う若年世代夫婦の新生活における準備費用を支援し、もって少子化対策の一助とするため、本市で新生活を開始する新婚夫婦に対し、予算の範囲内において、恵那市新婚生活応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 引っ越し 婚姻に伴い、賃貸借契約又は売買契約を締結した市内の住宅に生活の拠点を移すことをいう。
- (2) 引越費用 引っ越しに直接要した費用であつて、運送業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の許可を受けた者及び同法第36条の届出をした者をいう。以下同じ。)に支払をした費用をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 婚姻日において、満年齢が50歳未満であること。
- (2) 本人及びその配偶者が、次のいずれにも該当する夫婦であること
  - ア 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
  - イ 夫婦それぞれの住民票の異動を伴う引っ越しを行うこと。
  - ウ 補助金の交付の申請時において、所得の額を明らかにすることができる市区町村長の証明書（以下「所得証明書」という。）を基に算出した夫婦の直近過去1年間の所得額の合計が、500万円未満であること。
  - エ 夫婦それぞれに市税等の滞納がないこと。
  - オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けていないこと、及び夫婦の属する世帯の収入が保護の基準以下になるおそれがないこと。
- (3) 本人及びその配偶者が補助金の交付を受けた日から起算して2年以上継続して本市に居住する意思があること。

2 前項第2号ウの規定にかかわらず、交付対象者及びその配偶者の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書を基に算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額を所得額の合計とみなす。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が負担する引越費用のうち、令和5年3月1日から令和6年3月31日までの期間に行われた引っ越しに要する家財の運送費用及び荷造り等のサービス費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費以内の額とし、10万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（補助金の交付）

第6条 補助金の交付は、一の夫婦につき1回限りとする。

（交付の申請）

第7条 申請者は、引っ越しが完了した日の翌日から起算して3月を経過する日までに恵那市新婚生活応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 夫婦の婚姻日が分かる戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- （2） 夫婦それぞれの最新の所得証明書
- （3） 領収書その他引越費用が分かる書類
- （4） 賃貸借契約又は売買契約を締結した住宅であることが分かる書類
- （5） 第3条第2項に該当する場合にあっては、その事実が確認できる書類
- （6） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは恵那市新婚生活応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付を決定することが適当でないとき又は恵那市新婚生活応援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に関し、条件を付

すことができる。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 恵那市暴力団排除条例（平成24年恵那市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団員等

(2) 前号に掲げる者と社会的に非難されるべき関係を有する者  
(補助金の交付請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、恵那市新婚生活応援事業補助金交付請求書（様式第4号）を交付決定日から30日以内に市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、交付決定者へ補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は補助返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。

(2) 第8条第1項の交付決定通知書に記載された交付条件に従わなかったとき。

(3) 第8条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(重複交付の禁止)

第11条 第3条の規定にかかわらず、次の場合には、補助金の交付は行わないものとする。

(1) 申請者又はその配偶者が恵那市東京圏からの移住支援事業支援金交付要綱（令和元年恵那市告示第19号）の規定による恵那市東京圏からの移住支援事業に係る支援金の交付を受けたことがある場合

(2) 申請者又はその配偶者が恵那市清流の国ぎふ移住支援事業補助金交付要綱（令和5年恵那市告示第48号）の規定による恵那市清流の国ぎふ移住支援事業補助金の交付を受けたことがある場合

(恵那市補助金等交付規則の適用除外)

第12条 この補助金については、恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規

則第 44 号) の規定は、適用しない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

恵那市長 様

申請者 郵便番号 -  
住 所  
氏 名  
電話番号

恵那市新婚生活応援事業補助金交付申請書

次のとおり恵那市新婚生活応援事業補助金の交付を受けたいので、恵那市新婚生活応援事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

1. 引っ越し業者の名称等

引っ越し業者の名称	
引っ越しを行った日	年 月 日
引っ越し前の住所	

※引っ越し前の住所が申請者と配偶者で異なる場合はそれぞれ明記すること。

2. 交付申請金額

引っ越しに要した費用	円
交付申請金額	円

3. 同意書

恵那市新婚生活応援事業補助金の交付申請に当たり、市内在住の有無、市税等の滞納の有無その他補助金の算定に必要な事項について、恵那市職員が調査を行うことに同意します。

(申請者) 署名 _____ (印)	生年月日: 年 月 日 ( 歳)
(配偶者) 署名 _____ (印)	生年月日: 年 月 日 ( 歳)

※年齢は婚姻日を基準とする。

(別紙)

1. 婚姻に関する事項

婚姻日	年 月 日
-----	-------

2. 夫婦の所得に関する事項

①申請者の直近過去1年間の所得金額	円
②配偶者の直近過去1年間の所得金額	円
③貸与型奨学金の返済を行っている場合 その年間返済金額	円

夫婦の合計所得金額 (①+②-③)	円
-------------------	---

3. 誓約書

恵那市結婚新生活支援事業補助金の交付申請に当たり、申請書内容及び次の記載事項に相違ないことを誓約します。

誓約事項	チェック欄
申請者及びその配偶者が過去に本補助金に類する他の地方公共団体の補助金の交付を受けていない。	<input type="checkbox"/>
申請者及びその配偶者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員との関係を有するものではない。	<input type="checkbox"/>
申請者及びその配偶者が生活保護法に基づく保護を受けていない。	<input type="checkbox"/>
本補助金の交付を受けた日から2年以上継続して恵那市に居住する意思がある。	<input type="checkbox"/>

申請者： \_\_\_\_\_ ⑧

※署名又は記名押印

様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

恵那市長



恵那市新婚生活応援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった恵那市新婚生活応援事業補助金については、次のとおり補助金の額を決定したので、恵那市新婚生活応援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

交付決定額

円

（交付決定の取消し及び奨励金の返還）

次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還が必要となります。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 補助金交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき。
- （3） その他市長が不相当と認めたとき。

様式第3号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

恵那市長



恵那市新婚生活応援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった恵那市新婚生活応援事業補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので、恵那市新婚生活応援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

不交付の理由	
--------	--



様式第4号（第9条関係）

年 月 日

恵那市長 様

申請者 郵便番号 -  
住 所  
氏 名

恵那市新婚生活応援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた  
恵那市新婚生活応援事業補助金について、恵那市新婚生活応援事業補助金交付  
要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 交付請求金額 円

2. 振込先

金融機関名	
本・支店名	本店 ・ （ ）支店
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	